

## 令和元年度 第2回 居住支援部会 会議

日 時：令和元年 7月 24日 15:00～17:30

場 所：西川田ひだまり 2F

内 容：①体制届に基づく勉強会実施  
②事業所間の情報共有

### 参加者

ほっとスペースひだまり（渡辺さん）、秋山会（廣田さん）、窓の陽（星さん）、朝日会（篠崎：記録）  
4事業所 4名

### ① 体制届に基づく勉強会実施

H31年4月に県に提出した体制届を持ち寄り各事業所の現体制の共有と加算の仕組みについて共有。  
加算の算定要件についての共有を中心に行った。

（その一例）

#### 福祉専門職配置加算について

##### 区分1（10単位/日）

生活支援員又は世話人（外部サービス型は世話人）の常勤総数のうち、有資格者（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士）の割合が35%以上配置している場合に加算が適用。

##### 区分2（7単位/日）

生活支援員又は世話人（外部サービス型は世話人）の常勤総数のうち、有資格者（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士）の割合が25%以上配置している場合に加算が適用。

##### 区分3（4単位/日）

生活支援員又は世話人（外部サービス型は世話人）の常勤換算総数のうち、常勤の者が75%いる。  
もしくは、生活支援員又は世話人（外部サービス型は世話人）の常勤総数のうち、勤続年数3年以上の者が30%以上いる場合。（ここで言う勤続年数3年以上とは、法人に勤務する年数ではなく、グループホームの勤続年数を指す為、法人内の部署移動等があった場合はカウントは1年目になる）

#### 看護職員配置加算（70単位/日）

基準の生活支援員又は世話人の人員配置とは別に看護職員を配置している場合に取れる加算  
ここでいう看護職員とは（正看護師、准看護師、保健師のいずれかを指す）  
1事業に1人いればよいというものではなく前年度の実績数に対し20人までは1人  
20以降は実績数÷20によって導いた数以上の配置が必要。

#### 精神障がい者地域移行特別加算（300単位/日 ただし退院日から1年間）

1年以上の長期入院者がGHに退院した場合に、取れる加算。  
共同生活援助事業所に社会福祉士・精神保健福祉士・認定心理士を1名以上配置し退院後の地域生活について相談・助言・支援が継続して行える体制を組み、県に届け出ておくことで算定できる。  
また、共同生活援助の支給申請と同時に決定後に市町に対象となる旨を伝え、退院したタイミングで、病院で入院期間証明書を発行してもらい提出。それを基に市町が追加の支給決定を出すことでスムーズに手続きが取れる。

今後も算定上の注意点や体制整備については、各事業所で抱え込むことなく、部会の場を使って共有出来るとう良い。

・「ハウジングファースト」についての研修

実際に取り組んでいる事業所に視察研修に行く形で考えていく。R2年2月頃を目安に日程と候補地を選定していく → 日程、候補地選定に関しては、ひだまり渡辺さんと協働する。

→9月開催 英さんで開催予定。 日時は9月24～26日15:00～17:00で英さんに伺いを立てる

・サービス管理責任者の研修について（渡辺さんからの情報）

他県では申請段階で事業所の状況を把握し、事情を加味した形で受講者に優先順位を付けていく動きがある様。本県でもそういった動きが取れると、サービス管理責任者不足による事業運営への問題改善の為に取り入れるべき。→ 協会から県に意見を出しては。

次回部会予定

日 時：令和元年9月26日（水） 15:00～17:00

場 所：(医) 至誠会 グループホーム英

内 容：事業所間の情報交換の他、皆様から議題（テーマ）を募集します！！

最後にお願ひ事として・・・

皆様の広いお心に甘えて、あえてストレートに表現します。

**① 絶対参加して！とお願ひはしません。連絡はくださーい。**

**② 「うちくる??」って言ってくれる事業書さんも待ってます。**

たくさんの方の事業所に部会でお邪魔できればと思っています。それぞれの回で参加人数が確定しないと受け入れる会場（事業所）にもご迷惑がかかりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします（^o^）